

千葉市立新病院整備実施設計技術協力業務委託に係る簡易公募型プロポーザル

参加申込に関する質問回答書

千葉市病院局事業管理者
寺井 勝

「千葉市立新病院整備実施設計技術協力業務委託に係る簡易公募型プロポーザル」に係る質問について、以下の通り回答いたします。

番号	書類名	該当ページ	質問事項	回答
1	実施要項	1	第12(1) 新病院整備造成工事の見積合せと、新病院整備工事の見積合せは、施工予定者に選定された1社のみで行われると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要項	1	第12(4) 3社協議会については、CMr(実施設計CM業務委託受託者)様と(開院総合支援業務委託受託者)は参加されないということでしょうか。	発注者、設計者、施工予定者により組織されますが、必要に応じてCMr、開院総合支援業務委託受注者も参加する予定です。
3	実施要項	3	第14(4) 「発注者は(中略)予定価格の範囲内であった場合は～」との記載がありますが、こちらの『予定価格』とは、『参考価格』と同義と考えてよろしいでしょうか。	予定価格は、発注者が別に定めるものであり、参考価格と同義ではありません。
4	実施要項	4	第18(2) 技術業務協力の概要に委託限度額の記載がありますが、こちらは参考価格内に含むと考えてよろしいでしょうか。	参考価格内には含みません。実施要項に記載の委託限度額は、技術協力業務の委託料の限度額であり、業務完了後、発注者が受注者へ支払うものです。
5	実施要項	4	第18(4) 設計全般に対する技術検証との記載がございますが、施工予定者の独自技術や技術提案した内容に関する検証は承知しておりますが、設計内容に関する検証は当該業務に含まれないものとしてよろしいでしょうか。	別紙4特記仕様書3(1)実施設計全般に対する技術検証に記載のとおり、技術提案以外の部分も含めて施工性の観点から実施設計の内容の確認を行うこととしております。
6	実施要項	5	第19(1) 「基本設計図書」と「発注図書」の定義については、「発注図書」を見積用図書として扱うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施要項	6	第19(1) 以下の日程について具体的にお示し いただけないでしょうか。宜しくお願ひ致します。 ・プレゼンテーション・ヒアリング ・VE提案書の採否通知 ・VE提案採用前後概算見積書等の提出 ・最終審査結果通知・公表	現時点では公表しているのとおりです。
8	実施要項	7	第10(7) 「元請人として(中略)免震構造の国内の病院(中略)の新築又は増築工事の施工実績を有すること」とありますが、改築工事(既存建物を解体し、その跡地での新築工事)の実績も可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	実施要項	7	第10(8) 実施要項では「ア 一級建築士【又は】一級建築施工管理技士の資格を有すること」となっていますが、別表1実施評価・配点表の資格欄では「一級建築士【かつ】一級建築施工管理技士」と記載がございます。 実施設計実績にて参加資格申請する場合でも、一級建築施工管理技士を有していないと資格についての評価は頂けないとの認識で宜しいでしょうか。	技術協力業務責任者に関する参加資格要件においては、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有することとしておりますが、実績評価においては、いずれの場合も一級建築士かつ一級建築施工管理技士の資格を有する場合においてのみ評価することとしております。
10	実施要項	7	第10(8) 技術協力業務責任者の実績において、主任技術者として従事した期間の条件がありましたらお示し願ひします。	主任技術者として従事した期間に関する条件はありません。
11	実施要項	7	第10(8) 技術協力業務責任者ですが、非常駐と考えて宜しいでしょうか。	技術協力業務責任者の常駐に関する要件はありません。
12	実施要項	7	第10(8) 技術協力業務責任者ですが、技術協力期間中は、コリンズ登録となりますか。	技術協力業務は、コリンズ登録の対象外です。
13	実施要項	8	第10(10) 技術協力担当者の会議体の出席について、技術協力担当者は関係時のみの出席対応で宜しいでしょうか。 また、技術協力業務責任者は、全ての会議体への出席が必須となるでしょうか。	技術協力担当者については、お見込みのとおりです。 技術協力業務責任者は、別紙4特記仕様書3(7)に記載の3者協議会への出席を想定しておりますが、その他の会議体への出席は、必要に応じて協議することとします。
14	実施要項	8	第10(10) 「技術協力担当者」については、現時点で配属が定まらない場合、予定者として各担当者を複数名登録することは可能でしょうか。また、後日変更は可能でしょうか。	「技術協力担当者」については、各担当を1名配置してください。ただし、保有資格の要件を満たした上で発注者が認めた場合は、後日の変更を可とします。

15	実施要項	8	第1 10 (10) 技術協力業務責任者と監理技術者は兼任出来るかと記述がありますが、資格条件をクリアしていれば1名(兼任)で良いですか？	お見込みのとおりです。
16	実施要項	8	第1 10 (10) 技術協力業務責任者と現場代理人は兼任不可とありますが、兼任可とさせて頂いていただけませんか	技術協力業務責任者と現場代理人の兼任は可とします。 ※実施要項P.8を訂正します。
17	実施要項	8	第1 10 (10) 現場代理人と監理技術者は兼任する事はできるでしょうか。	兼任は可能です。
18	実施要項	8	第1 10 (10) 技術協力(電気)担当者と技術協力(機械)担当者は兼務できると考えて宜しいでしょうか。	兼任は可能です。
19	実施要項	8	第1 10 (10) 電気と機械の技術協力担当者は兼任でもよろしいでしょうか。	兼任は可能です。
20	実施要項	8	第1 10 (10) 「技術協力各種会議の出席」については、該当技術者が関係時のみの出席でよろしいでしょうか。また、オンライン形式(Teams等)での会議参加は可能でしょうか。	「技術協力各種会議の出席」については、お見込みのとおりです。 なお、オンライン形式については、別途協議とします。
21	実施要項	9	第1 11 参加資格要件について、千葉県総合評価ガイドラインによると、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条に基づく指名停止措置を受けている場合は、総合評価時減点評価(指名停止月数×-1(累計))となりますが、本件に於いても同様な減点評価があるかと考えて宜しいでしょうか。	実施要項第1 10 (1) カに記載の通り、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を本プロポーザルの期間中に受けている者は参加資格がありません。 なお、過去に指名停止措置等を受けていることによる減点評価はありません。
22	実施要項	9	第2 1 応募者が5者を超える場合には評価項目を「①技術業務責任者の能力、②監理技術者の能力、③企業実績、④経営事項審査の総合評価値」の順に比較するとありますが、各評価項目の中で優位となる実績や資格はありますでしょうか。たとえば技術協力業務責任者の能力の中で、「平成19年4月以降に竣工した用途不問のECI方式で、主任技術者として技術協力業務を行った実績を有する」と「一級建築士かつ一級建築施工管理技士」の1点に優劣はありますでしょうか。	各評価項目の中で優位となる実績や資格はありません。
23	実施要項	10	第2 1 (1) 特定建設工事共同企業体協定書の作成数はJVの代表含む構成員の数と提出する分(1通)との理解で宜しいでしょうか。(たとえば2者JVの場合、3通作成)	提出する特定建設工事共同企業体協定書は、協定書原本をスキャンしたPDFデータ等とします。
24	実施要項	10	第2 1 (1) 各技術者の業務従事実績を証明できる書類につきましては、社印を押した任意の従事証明書等よろしいでしょうか。	技術協力業務責任者及び監理技術者もしくは主任技術者の実績については、様式に記載の書類を提出してください。 なお、技術協力担当者については、実績を証明する書類の提出は必要ありません。
25	実施要項	11	第2 1 (1) 秘密保持に関する誓約書につきましては、共同企業体で申し込む場合、個別ではなく代表者の名で提出するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	実施要項	11	第2 1 (3) 提出方法は指定様式で記入の上で電子メールでの提出となっておりますが、押印した書類に関してはPDF版での提出と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	実施要項	11	第2 1 (3) 参加申込資料は電子メールにて提出との事ですが、押印書類も含め、全書類をデータ提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	実施要項	11	第2 1 (3) 参加申込資料は電子メールにて提出との事ですが、添付ファイル容量過大等の諸事情により送信が不可能である場合には、持参による提出はお認め頂けますでしょうか。	参加申込資料を持参する場合は、資料のデータを保存したCDやDVDでの提出を認めます。
29	実施要項	12	第4 4 質問は参加者1者に対し1回限りとし、追加の質問は認めない。とありますが、プレゼンテーションの要項が提示された際には質疑の機会を設けていただけますでしょうか	プレゼンテーションに関する要項が提示された際は、別途、同要項に関する質疑を認めます。
30	実施要項	13	第5 1 (2) VE提案書(様式12)がA4判となっておりますが、文字や画像が小さくなり見えにくくなる懸念がございますので、A3判としていただけませんか	実施要項に記載のとおり、A4判とします。
31	実施要項	15	第5 4 (1) 「ア 想定する縮減額が直接工事費が5,000,000円以上の項目」と記載がございますが、税別の理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	実施要項	17	第5 6 (6) 「VE提案及び技術提案については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現は避ける」とありますが、特許工法などを提案する場合は、名称を伏せず記載してもよろしいでしょうか。	応募者が特定できるような具体的な特許工法などの名称は伏せて提案してください。
33	実施要項	17	第6 1 (2) 本プロポーザル参加者は、提出された技術提案書等に基づいて・・・と記載がありますが、プレゼンテーションで使用できる内容は提案書に記載している内容に限定して説明をするという理解でよろしいでしょうか(ヒアリング時に質疑された内容に関する回答は除く)	お見込みのとおりです。

34	実施要項	17	第61(3) 実施場所、実施時間、その他詳細については後日、事務局より連絡を行う。との記載がございますが、7月初旬頃までに要領をいただきたいと考えております。宜しくお願い致します。また、その際にはプレゼンテーションの実施要項に関する質疑の機会を頂けませんか	プレゼンテーションに関する要項は、技術提案書等の提出締め切り後に速やかに配布する予定としています。 プレゼンテーションに関する要項が提示された際は、別途、同要項に関する質疑を認めます。
35	実施要項	18	第91(2) オ(カ)「技術提案内容については、全て見積に反映させること」とありますが、VE提案採否と併せて、コストに影響する技術提案書内容についても採否通知を頂けると解釈して宜しいでしょうか。	現時点では採否通知をする予定はありません。 VE提案の採否通知のみとなります。
36	実施要項	23	第136表内9 受注者が行う業務全般に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応には汚染土壌は含まれていない(発注図書に記載されている内容は除く)という認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
37	実施要項	23	第136表内12 △は「別途協議による」という理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
38	実施要項	23	第136表内17 共通>不可抗力リスクにより、不可抗力に起因して工期を一時中止又は延長する必要が生じた場合については、請負代金額の変更が必要と認められる(発注者負担リスク)と考えてよろしいでしょうか。(工事請負契約約款第20条、第30条)	お見込みのとおりです。 ただし、変更する請負代金額等については発注者と受注者にて協議するものとします。
39	実施要項	23	第136表内21 発注者様、設計者様に承認いただいた内容に不備があった場合は、別途協議とさせていただきますか	実施要項に記載のとおり、負担者は受注者となります。
40	実施要項	24	第136表内31 基本設計図書や発注図書など施工者が最善の調査をしても不明なインフラ断絶につきましては、別途協議とさせていただきますか	実施要項に記載のとおり、負担者は受注者となります。
41	別表1 実績評価及び 配点表	-	工事等実績について、「平成19年4月以降に竣工した用途不問のECI方式で、主任技術者として技術協力業務を行った実績を有する」とありますが、技術協力業務を完了したことが証明できる場合は、現在施工中の工事でも実績として認められると考えて宜しいでしょうか。	評価する実績は竣工したものであるため、現在施工中の工事に係るものは評価する実績とはしません。
42	別表1 実績評価及び 配点表	-	技術協力業務責任者の能力ですが、A社員が病院の〇〇実績があり4点、B社員がECI方式の実績があり1点のように複数で配点をもらえるでしょうか。	技術協力業務責任者の配置は1名であるため、複数での配点はいりません。
43	別紙2 パートナーシップ 協定書	1	発注者が必要と認める場合は、発注者を支援する業務を行うコンストラクション・マネジャー(以下「CMr」という。)が、調整を行う。と記載がありますが、CMr様の指示は発注者の指示と読み替える理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
44	別紙3 見積要項書	4	11(1) 作業は原則として土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日(以下、「休日」という。)には行わないことと記載がございますが、基本設計書本編(意匠)P53には日曜日、祝日は作業行わず、土曜日は必要時作業を行う計画とします。と記載があります。、必要時とはどのようなことを想定していますでしょうか	作業内容、作業工程の都合などにより土曜日及び休日の作業が必要な場合を想定しています。 なお、実施については、発注者と協議することとします。
45	別紙3 見積要項書	5	11(3) 近隣対応、苦情処理等は受注者における処理、解決を基本とし、その費用を負担する。とありますが、本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する内容は発注者様で解決・費用負担されるという理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
46	別紙4 技術協力業務委託 特記仕様書	2	3(8) 「その他必要となる調査業務等」に関し、外部委託を要する業務に関しては、発注者の費用負担(施工予定者は手配のみ)と考えてよろしいでしょうか。	その他必要となる調査業務等とは、技術提案により必要となった外部委託を要する調査業務等を想定しており、その場合は受注者負担となります。
47	別紙4 技術協力業務委託 特記仕様書	2	3(10) 「各種会議体の記録作成」は、別紙6 役割分担表に則り、設計者への協力(補助役)と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	別紙4 技術協力業務委託 特記仕様書	2	3(11) 「近隣説明補助」について、発注者及び設計者が開催する近隣説明会の補助役という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	別紙7-2 技術協力業務委託 契約約款	4	第15条 「主任技術者」は、技術協力業務責任者を指すのでしょうか。また各社判断により技術協力責任者とは別の者としてもよろしいのでしょうか。	主任技術者は、技術協力業務責任者を指します。
50	別紙7-2 技術協力業務委託 契約約款	6	第302 「設計図書に定めるところにより付された保険」とは、技術協力業務期間中に受託者が付保するものとなりますでしょうか。保険内容等がわかりましたら教えてください。	技術協力業務委託契約約款に記載はありますが、現時点で設計図書に定める保険の想定はありません。

51	別紙8 工事マスター スケジュール(案)	-	開院予定日の想定はありますでしょうか	令和8年春頃の開院を見込んでおりますが、早期に開院するため、工期短縮の技術提案を求めています。 【URL】 https://www.city.chiba.jp/byoin/kikaku/shinbyouinseibi.html
52	別紙9-2 工事請負契約約款	2	第2条 関連工事との調整に関し、隣地で予定されている新設小学校工事と工期が重なるかと思えます。技術提案書等の提出に先立ち計画に係る最新情報をご開示いただけますでしょうか。	直近で公表されている以下の情報等を参照してください。 【URL】 ・新設校の開校について https://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kikaku/shinsetsuko.html ・千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校(仮称)新築設計業務委託について https://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/gakkoshisetsu/makuharishintoshin-shinsetsusyo-sekkei.html
53	様式1 参加要件 チェックリスト	-	10 確認書類「令和4・5年度千葉市建設工事入札参加資格者認定書の写し」は千葉市よりお送りいただいている葉書で宜しいでしょうか。	確認書類の提出は不要です。市が令和4・5年度千葉市入札参加資格者名簿にて、登録がされていることを確認します。 ※様式1を訂正します。
54	様式5,6-1,6-2 施工実績確認 他	-	様式5,6-1,6-2に記載の「※コリンズ…、契約書(工事名称、工期、発注者、請負者の確認できる部分)及び、平面図…」について、契約書は金額部分等情報として不要な部分を黒塗りとさせていただきます。よろしいでしょうか。	必要な情報が確認できるのであれば可とします。
55	様式6-3 配置技術者名簿	-	様式6-3配置技術者名簿について、「実務経験は従事する役割に対応する実務経験とする。(通算年月を記入)」とのことですが、「役割に対応する実務経験」とは具体的にどのような実務経験を記載すれば宜しいでしょうか。	役割に対応する実務経験とは、下記の通りです。 技術協力業務責任者及び技術協力(建築)(構造)(電気)(機械)担当者は、設計業務または施工業務の経験を指し(どちらの経験であるかを併せて記載)、技術協力(積算)担当者は、積算業務の経験を指します。 また、現場代理人及び監理技術者は、施工業務の経験を指します。 よって、実務経験においては、技術協力に係る業務であるかどうかは問いません。 なお、実務経験の欄には通算年月のみを記載することとします。
56	様式6-3 配置技術者名簿	-	様式6-3配置技術者名簿について、担当する業務内容の記載は、「意匠設計担当者」「構造設計担当者」といった記載で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	様式10 技術提案書	各ページ	通し番号・参加企業番号・様式名を記載することを前提として、見やすい範囲で適宜紙面を自由に変更してよろしいでしょうか(注1及び注2は厳守します)表紙をつけてもよいのか	様式の変更は認めないこととします。 表紙は、様式9を使用してください。
58	様式10 技術提案書	-	評価の対象外としての理解で差支え御座いませんが、提案書の表紙を付けることは可能でしょうか(記載内容は参加者の任意)	表紙は、様式9を使用してください。
59	様式12 VE提案書	-	様式12_VE提案書の中にランニングコスト削減額(30年)の記載があるが、修繕・更新を含むライフサイクルの削減額という解釈でしょうか? また、同上金額の算定は将来の物価変動を加味しないVE提案書提出時の金額ベースの算定で宜しいでしょうか?	お見込みのとおりです。